

(様式 1-3)

福島県(飯舘村)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和5年5月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	村内放射線量モニタリング業務	事業番号	(3)-23-3
交付団体	飯舘村	事業実施主体(直接/間接)	飯舘村(直接)		
総交付対象事業費	(637,678(千円)) 693,490(千円)	全体事業費	(637,656(千円)) 693,468(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
平成27年6月17日に制定された「いいたて までいな復興計画 第5版」の当面の取り組みに、「安心して生活できる徹底した放射線対策の推進」を掲げ、村への帰還事業の一環として「村内放射線に対する情報提供」を計画しており、住民の不安軽減と安心・安全の確保に寄与するとともに、そのことにより住民の早期帰還を促していく。					
事業概要					
東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、12年を経過しようとしている今も、多くの村民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。 村民への空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」の不安の緩和、帰還の促進、日常生活や事業活動の参考とすることを目的として、平成28・29年度、令和2年度の3ヶ年において、放射線量マップを作成してきたところ。 令和5年5月1日には帰還困難区域の一部である特定復興再生拠点区域の避難指示解除がされたが、帰還困難区域の一部が引き続き継続される。 飯舘村としては、帰還困難区域の一部である特定復興再生拠点区域の除染事業を分析・検証するために設置された、長泥地区除染検証委員会でも継続的な対策として、よりきめ細かくわかりやすい情報発信に努めることが求められたこと、飯舘村議会から帰還困難区域の一部が避難指示解除されたことを機に、放射線量マップを作成すべきとの質問があったことなどから、上記の目的達成に向け村内の現在の空間線量を周知することで、村民や飯舘村を訪れる方、移住を検討される方等の安心・安全の確保及び飯舘村の記録や資料としての整理をし、放射線量マップの作成が必要と考えているところであり、今後の飯舘村における放射線量モニタリング対策を実施し、空間線量が及ぼす体への影響について放射能への不安を少しでも和らげ、安全、安心な日常の生活の再生を加速する。					
1. 放射線量マップ作成業務委託					
◇事業内容					
・飯舘村内の道路、農地、宅地等の空間線量を測定し、さらには専門機関からの航空機モニタリングの値を活用した空間線量の状況を村内地図に落とし込み、今までよりさらに詳しい表示をし、放射線量マップを作成し各世帯に配布する。併せて、HPでも村民に周知する。また、帰村率の増加や移住定住促進のため、さらには帰還困難区域の一部である特定復興再生拠点区域が避難指示解除され、適切な空間線量の情報発信が必要であると同時に重要性が高まったこと及び村民から放射線量マップの更新を求められていることから最新のマップを作成する。					
(事業間流用による経費の変更)(令和5年1月13日)					
見積合の結果により、委託費が減額したため、(3)-23-5 水道水に対する住民不安解消事業へ22千円(国費22千円)を流用。これにより、交付金対象事業費は588,226千円(国費588,226千円)から588,204千円(国費588,204千円)に減額。					

当面の事業概要	
<p><令和5年度></p> <p>1. 放射線量マップ作成業務委託 (55,812 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯館村内の道路、農地、宅地等の空間線量を測定し、さらには専門機関からの航空機モニタリングの値を活用した空間線量の状況を村内地図に落とし込み、今までよりさらに詳しい表示をし、放射線量マップを作成し各世帯に配布する。併せて、HPでも村民に周知するとともに、計測データを村が管理してG I Sにも反映させることができるようにする。 <p>歩行サーベイ 50mメッシュ、インターネット閲覧、マップ全戸配布 55,812 千円</p>	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
<p>飯館村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。</p> <p>飯館村が、放射性物質による外部被ばくの不安を解消するために、放射線測定を行うことにより、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うにあたり、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。</p>	
関連する事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県 (飯舘村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和 5 年 5 月時点

NO.	95	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 飯舘地区	事業番号	(5)-40-6
交付団体	飯舘村	事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)		
総交付対象事業費	(2,433,858 (千円)) 2,552,786 (千円)	全体事業費	(2,433,858 (千円)) 2,552,786 (千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災後、村は東京電力福島第 1 原子力発電所から 30km 圏内にあることから、計画的避難区域となり全村避難したため、地域農業の再開・震災からの復興が課題となっている。</p> <p>福島第 1 原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。</p> <p>農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。(技術マニュアル P27 の 3 要件に該当しない)</p> <p>本事業を推進することにより、農業水利施設の機能保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図る。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要</p> <p>上記目標を達成するため、ため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策 (底泥除去) の実施設計を行い、その対策を実施するものである。</p> <p>(2) 事業実施内容</p> <ul style="list-style-type: none">・対策工 (61 箇所) <p>(3) 復興計画への位置づけ</p> <p>「いいたて まいでいな復興計画 (第 1 版)」P23 基本方針⑤「まいでいブランドを再生する」、「いいたて まいでいな復興計画 (第 5 版)」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 5~7 年度></p> <p>○対策工</p> <ul style="list-style-type: none">・対策工 (9 箇所) ……第 42 回申請・対策工 (3 箇所) 及び詳細調査 1 箇所 ……第 43 回申請・対策工 (24 箇所) ……今後申請予定					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>本事業を導入して、ため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開ができる環境の整備及び農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 5 月時点

NO.	117	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その 1） （単年度型）	事業番号	(5)-40-8
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(0 (千円)) 20,000 (千円)		全体事業費	(0 (千円)) 20,000 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・出荷・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつたことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。 そのため、本事業を導入し農業用水利施設等の保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築及び農作業の効率化を図り、農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。					
事業概要					
(1) 事業の概要 本事業の対象となる地区は、平成 23 年 3 月 11 日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により長期間の避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかつた地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設周辺の荒廃により、降雨による農地洗掘や排水路への農地土壌の流出、農地の冠水が生じており、早期の営農再開を企図する農業者にとって大きな障害となっているため、農業用水利施設等の整備、修繕を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。 特に当該地区については、平成 28 年度までに環境省直轄による農用地除染が完了しているものの、その後、農業用排水施設等の保全管理を実施するための事業を一度も実施していない。このため、震災後初めての主食用米の作付けを再開するためには、早急に農業用排水施設等の適切な保全管理及び施設が使用できるよう補修等を実施する必要がある。 令和 2 年度までは農業用排水施設等の保全管理等を実施し、令和 3 年度より作付けを再開するエリアから整備を実施するための農業用排水施設等の調査測量設計を行い補修等を行うことで、農業者が円滑に営農再開できる環境を構築する。					
(2) 事業実施内容 ・ 農業用排水施設等の補修等に係る調査測量設計 一式					
(3) 復興計画への位置づけ 「いいたて まδειな復興計画（第 1 版）」P23 基本方針⑤「まδειブランドを再生する」、「いいたて まδειな復興計画（第 5 版）」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」					
当面の事業概要					
＜令和 5 年＞ 3 行政区（大久保・外内、上飯樋、比叡）					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設等の調査測量設計を実施し、補修等を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。					
関連する事業の概要					
特になし。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	